

聖籠町告示第七十七号

聖籠町予防接種料助成実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年十一月二十二日

聖籠町長 渡邊 廣吉

示 聖籠町予防接種料助成実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町予防接種料助成実施要綱（平成二十一年聖籠町告示第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「乳幼児及び小中学生」を「乳幼児、小中学生及び妊婦」に改める。

第二条に次の一号を加える。

三 妊婦 町内に住所を有し、接種日において妊娠届出書の申請があつた日から、出産のあつた日までにある者をいう。

第三条中「乳幼児及び小中学生を扶養する者」を「乳幼児及び小中学生を扶養する者並びに妊婦」に改める。

第六条の表のインフルエンザの部を次のように改める。

インフルエンザ			
妊婦	中学生	小学生	接種日に於いて六ヶ月以上の乳幼児
に年度ごと一回	に年度ごと一回	に年度ごと二回	に年度ごと二回

第七条中「幼児及び小中学生の扶養する者」を「乳幼児及び小中学生を扶養する者並びに妊婦」に改める。

第七条及び別記様式第一号中「母子手帳」を「母子健康手帳」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、改正後の聖籠町予防接種料実施要綱の規定は平成二十三年十月一日から適用する。